

# 学校図書館における司書教諭及び学校司書について

令和2年度「学校図書館の現状に関する調査」において、私立学校における**司書教諭の発令率、学校司書の配置率が低下**しているため、学校図書館法について改めてご留意いただきますようお願いいたします。

## 司書教諭について

学校図書館法第5条等において、**12学級以上の「学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない」と規定**されており、12学級以上の学校には必ず司書教諭の発令を行うこと。

**私立学校の中高一貫校において、同一の司書教諭が両校の司書教諭を兼ねる事例が多く見られた**ことから特に留意すること。

【司書教諭の発令状況】

小学校	全体の状況		12学級以上の学校における発令状況		中学校	全体の状況		12学級以上の学校における発令状況		高等学校	全体の状況		12学級以上の学校における発令状況	
	国立	公立	私立	特区		国立	公立	私立	特区		国立	公立	私立	特区
国立	92.6%	(100.0%)	92.6%	(100.0%)	国立	71.0%	(72.6%)	95.7%	(95.9%)	国立	64.7%	(64.7%)	100.0%	(100.0%)
公立	69.9%	(67.9%)	99.4%	(99.4%)	公立	64.2%	(64.6%)	98.8%	(98.9%)	公立	86.1%	(87.0%)	98.5%	(99.3%)
私立	61.8%	(64.3%)	87.8%	(89.2%)	私立	46.7%	(68.4%)	66.7%	(88.0%)	私立	70.9%	(79.6%)	80.6%	(88.2%)
特区	0.0%	(50.0%)	0.0%	(100.0%)	特区	-	(-)	-	(-)	特区	12.5%	(10.5%)	100.0%	(100.0%)
合計	69.9%	(68.0%)	99.2%	(99.3%)	合計	63.0%	(65.0%)	96.9%	(98.3%)	合計	81.4%	(84.5%)	93.2%	(96.1%)

※令和2年5月1日現在。( )内は平成28年4月1日現在。 出典:文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」

## 学校司書について

学校図書館法第6条において、学校には、司書教諭のほか、専ら学校図書館の職務に従事する職員として**学校司書を置くよう努めなければならない**と規定されており、引き続き必要な学校司書の配置に努めること。

【学校司書の配置状況】

小学校	配置学校数	全体に占める割合	中学校	配置学校数	全体に占める割合	高等学校	配置学校数	全体に占める割合
	国立	公立		私立	特区		国立	公立
国立	40校 (42校)	58.8% (58.3%)	国立	38校 (40校)	55.1% (54.8%)	国立	13校 (13校)	76.5% (76.5%)
公立	13,051校 (11,561校)	69.1% (58.8%)	公立	6,027校 (5,392校)	65.9% (57.1%)	公立	2,290校 (2,349校)	66.4% (66.9%)
私立	109校 (115校)	46.8% (51.3%)	私立	310校 (521校)	42.0% (70.4%)	私立	775校 (915校)	55.2% (66.4%)
特区	2校 (2校)	100.0% (100.0%)	特区	- (-)	- (-)	特区	1校 (2校)	6.3% (10.5%)
合計	13,202校 (11,720校)	68.8% (58.8%)	合計	6,375校 (5,953校)	64.1% (58.0%)	合計	3,079校 (3,279校)	63.0% (66.6%)

※令和2年5月1日現在。( )内は平成28年4月1日現在。 出典:文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」